

社会福祉法人 慈照会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	実地	<p>定款変更について                      前回の指導監査結果・口頭指摘9で定款の文言修正を指摘していたが、理事会（令和5年1月20日）では定款変更について審議されていたものの、評議員会では未だ審議されていない。また、理事会での審議も理事会資料が保存されていないために、改正案がどのようなものだったかが明確ではない。次回の理事会・評議員会で審議し、速やかに定款変更の認可申請を行うこと。                      【法第45条の36、 法人定款第13条第2項、第38条】</p>	<p>定款変更について、理事会・評議員会前に福祉課に内容確認し、3月理事会、評議員会にて審議し、申請予定。</p>	R6.12
6	実地	<p>評議員の任期について                      前回の指導監査結果・口頭指摘10で、「評議員の任期について、令和6年6月の定時評議員会終結の時までとしているが、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時は令和5年6月となるので評議員の任期を改めること。」としたところである。現況報告や監査資料では評議員の任期を監査の指摘どおりに修正したかのように報告しながら、法人内では評議員の任期を改めず、「評議員の任期が令和6年の定時評議員会で満了する」として、令和6年3月22日に評議員選任・解任委員会を開催し、評議員の選任を行っている。評議員の選任の年度は、評議員選任・解任委員会の開催年度である令和5年度であるため、社会福祉法及び法人定款の規定により、今回選任した評議員の任期は令和9年6月の定時評議員会終結の時までである。また、今回の評議員の委嘱については委嘱状もまだ交付されておらず、事務整理ができていない。                      法令及び法人定款に則した適正な事務処理を行うこと。（別添の令和3年1月27日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡を参照のこと。）                      【法第41条第1項、法人定款第7条】</p>	<p>任期の変更を示した委嘱状を交付した。</p>	R6.12
6	実地	<p>理事会の議事録について                      監査当日確認できた理事会の議事録は、令和5年1月20日開催の理事会の議事録が直近のものであり、それ以降の理事会議事録が確認できなかった。早急に議事録を作成し、その写しを提出すること。                      【法第45条の14第6項、法人定款第27条】</p>	<p>令和5年3月以降の議事録を再度作成し写しを提出する。</p>	R6.12

6	実地	<p>法人の変更登記について  前回の指導監査結果・文書指摘3で理事長の重任の登記をするよう指摘していたが未だ実施していない。また、資産の総額についても令和6年3月31日現在の変更登記がなされていない。</p> <p>組合等登記令に従い、理事長の重任の登記は重任から2週間以内に、資産の総額の変更登記は年度末から3か月以内に行うこと。</p> <p>【登記令第3条】</p>	<p>重任登記については12月に登記完了。資産の変更については、令和6年度は終了後、3ヶ月以内に行う。</p>	R6.12
6	実地	<p>役員（理事・監事）の選任について  役員を選任決議は、法人定款13条に定めるとおり、各候補者ごとに行うこと。このことについては、前回の指導監査結果・口頭指摘4で指摘していたが令和5年6月27日評議員会議事録を見ると、定款の規定どおりに行っていない。</p> <p>【法人定款第13条第3項】</p>	<p>次回の役員（理事・監事）の改選時の議決時に各候補者ずつ行う。</p>	R6.12
6	実地	<p>評議員会の議事録について  評議員会の議事録に、「議事録の作成に係る職務」を行った者の氏名を記すこと。</p> <p>【規則第2条の15第3項第7号】</p>	<p>今後議事録に作成に係る職務を行った者の氏名を記入する。</p>	R6.12
6	実地	<p>理事会の議事録について  理事会の議事録に、「議事録の作成に係る職務」を行った理事の氏名を記すこと。</p> <p>【規則第2条の17第4項第1号ニ】</p>	<p>今後議事録に作成者の理事の氏名を記入する。</p>	R6.12
6	実地	<p>定時評議員会の開催時期について  定時評議員会の開催が令和6年7月になっており、法人定款第11条で定める「年度終了後3か月以内の開催」に反している。必ず6月末日までに開催すること。</p> <p>【法第45条の9第1項、法人定款第11条】</p>	<p>次回の定時評議員会を6月までに開催する。</p>	R6.12
6	実地	<p>定時評議員会資料の送付について  定時評議員会の招集通知には、社会福祉法に定めるとおり理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表、収支計算書）、財産目録、事業報告および監査報告を添付して送付すること。</p> <p>【法第45条の29、規則第2条の40第2項】</p>	<p>理事会時の資料を開催通知に添付する。</p>	R6.12
6	実地	<p>理事長の職務執行状況報告について  職務執行状況報告は、理事長の職務執行状況について理事全員が情報共有するために行うものであり、法人定款第17条に規定するとおり年に2回は行う必要がある。しかし、監査で確認できたものは、令和4年度は令和5年1月のみ、令和5年度は令和6年1月のみである。施設長等以外の職員人事や固定資産の取得、園の行事などを法人定款17条第3項の従い理事会へ報告すること。</p> <p>【法第45条の16第3項、法人定款第17条第3項】</p>	<p>定款に従い理事会で報告する。</p>	R6.12

6	実地	<p>監査資料について  今回の監査資料に、以下の不備事項が認められた。  P 3：評議員の職業が具体的に記載されていない。脚注を参照し記載すること。  P 4：評議員会の開催年月日が議事録に記録されている開催年月日と違う。また、令和4年、5年の評議員会の開催日の記載がない。  P 7：基本財産以外の建物が実態がないのに挙げられている。  P 12：契約方法、見積書、契約書の欄が未記入である。  また、理事会の開催日が令和6年6月に提出された現況報告書とも異なっている。事実をもとに正確な資料を作成すること。  【法第56条第1項】</p>	正確な資料を作成する。	R6.12
6	実地	<p>社会福祉充実計画について  社会福祉充実計画の変更申請がなされていないので、早急に変更申請書の提出を行うこと。  【法第55条の3】</p>	早急に変更申請を行なう。	R6.12
6	実地	<p>経理規程について  経理規程の次の箇所について、理事会に諮り改正を検討すること。  ・勘定科目を定めた別表1について勘定科目を大区分、中区分、小区分に分け、小区分科目等を追加した場合は説明を記すこと。  ・第61条第1項第9号の「固定資産について・・・」を「有形固定資産について・・・」に改めること。（会計基準省令）  ・第74条第1項第6号の「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改めること。（民法改正）  【法人定款第34条】</p>	経理規程について3月の理事会に諮り改正する予定。	R6.12
6	実地	<p>評議員会及び理事会議事録について  評議員会及び理事会の議事録には、審議した資料が綴じ込まれていない。そのため、どのようなことが決議されたのか具体的内容がわからない。  今後、評議員会や理事会の議事資料は議事録と併せ保存すること。</p>	審議した資料を議事録と併せて綴じる。	R6.12
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施  
「書面」・・・書面による監査を実施  
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度  
「延期」・・・特別な事情により延期した場合  
「中止」・・・災害等により延期